

## 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例

### <概要>

- 中学3年女子生徒Aは、一緒にいた友達B、Cが清掃の時間に音楽室のガラスを割った件で、Aも清掃場所を離れて一緒にいた一人として担任から指導を受けた。その夜、Aは自宅にて自死を図り、翌日死亡が確認された。
- 遺留品として、制服のポケットに「くさや」と書かれたメモが発見されたほか、本人の日記に「いじめられたくない。(ひとり)ぼっちはいやだ」などの記述が残っていた。このため、遺族は、Aが生前クラスの女子生徒からいじめを受けていた旨を主張した。

### <当該生徒>

【被害】 中学3年女子生徒A

【加害】 中学3年女子生徒B、C

### <対応>

- Aが自死した翌月、学校がアンケート調査を実施したが、調査結果からいじめの事実は出て来なかった。また、市教育委員会がAの同級生に聞き取り調査を行った。
- 市教育委員会・学校の調査と並行して、御遺族が独自に関係生徒に聞き取り調査を行ったところ、いじめをうかがわせる証言を得た。
- 御遺族が市教育委員会に、いじめの重大事態の調査組織（第三者調査委員会）の設置を申し入れるが、市教育委員会において、学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかったことをもって、市教育委員会において「(本事案は)いじめによる重大事態ではない」と決議した。なお、市教育委員会は当該決議のことを御遺族には伝えていなかった。
- その後、御遺族が決議の存在を知り、文部科学省に対して調査委員会の解散などを求める申し入れを行った。これら踏まえ、市教育委員会は「いじめの重大事態ではない」という決議を撤回した。

### 本事案の対応に対するコメント

ア：いじめについて、多くの客観的事実が御遺族から示されているにもかかわらず、事案発生語の初動調査を十分に行わなかったことは不適切である。御遺族から提示された新たな資料・証言等についても第三者調査委員会に提出し、確認を受けるべきであったと考えられる。

イ：御遺族からの訴えがあるなど、いじめの疑いがあったにもかかわらず、市教育委員会において「いじめの重大事態ではない」と決議したことは、いじめ防止対策推進法に反する誤った対応である。事案の発生直後に、御遺族から物的証拠の提示や訴えがあった時点で、いじめの「疑い」があるものとして、いじめの重大事態と捉える必要があったと考えられる。

## 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例

## &lt;概要&gt;

- 被害児童Aは、別の小学校から転校してきた小学2年生のときに、同じ学級の児童から執拗に追い回されたり、鬼ごっこの鬼をわざとやらされたり、ランドセルを引っ張られたり、「〇〇菌」と呼ばれたりするなどのいじめを受けた。またAは、小学3年生の6月から10月まで不登校になった（1回目）。
- また、小学4年生の時期には、鉛筆を折られたり、ノートがなくなったり、蹴られたり、ものさしで叩かれたりする等のいじめがあった。
- 小学5年生の5月頃、Aは他の関係児童10人くらいと遊園地等のゲームセンターでたびたび遊び、遊興費・食事代・交通費等の多額（万単位）の金銭をすべてAが負担した。学校は、多額の金銭のやり取りがあったことは把握していたが、「正確な金額がわからないので、その解明は警察に任せたい」などとして、十分な教育的支援を行わず、いじめの重大事態とも扱わなかった。
- Aは、小学5年生の6月に2度目の不登校となり、小学校卒業まで全く登校しなかった。

## &lt;学校の対応について&gt;

- 本事案においては、A及びその保護者がいじめ被害を訴え、その後1ヶ月以上に渡る長期の2度目の不登校が発生した。
- 教育委員会は、当初本事案をいじめの重大事態とは捉えず、いじめの調査は学校に委ねられた。いじめ事案では、できるだけ早期に被害児童から聴取することが極めて重要であるが、A及びその保護者は学校に対する不信もあり、学校によるAへの聴取が拒否し続けられ、Aへの聴取はできないまま時間が経過してしまった。
- その結果、本事案がいじめの重大事態の調査委員会に諮問され、調査が開始されたのは、Aの不登校開始から約1年7ヶ月以上経過したときであった。
- もっと早い時期に、調査委員会による調査を実施することができれば、いじめの加害を疑われている児童からの聴取も実現できたであろうし、実際の状況を詳細に理解することが可能であったはずである。さらに、このことにより、被害児童及び加害を疑われている児童などに対して、教育的配慮に基づく、適切な指導や支援をアドバイスすることも可能であった。

**概要について**

- 被害児童Aは、小学2年生のときに別の小学校から転入した後、執拗に追い回されたり、「○○菌」と呼ばれたりするいじめを受けた。小学校3年生のときに1度目の不登校となり、小学4年生のときには、鉛筆を折られたり、蹴られたりするいじめを受けた。
- 小学5年生のときには、Aは、他の関係児童10人くらいと遊園地等のゲームセンターでたびたび遊び、遊興費・食事代・交通費等の多額の金銭をすべて負担した。また、小学5年生の6月から2度目の不登校となり、卒業まで登校することはなかった。

**対応について**

- 本事案がいじめの重大事態として認定され、第三者調査委員会が初めて開催されたのは、Aが2度目の不登校となってから1年7ヶ月経過後のことであった。
- 本事案は、被害児童Aが小学校2年生から6年生に至るまでの間に、学年進行に従って様相を変えながら、断続的に起こっていたいじめが積み重なったものである。もっと早い時期に、調査委員会による調査が実施されていれば、いじめの加害を疑われている児童からの聴取も実現できたであろうし、実際の状況を詳細に理解することが可能であった。

**本事案の対応に対するコメント**

- ア：本事案は、初期のいじめの発生からの経過が長く、さらには被害を訴えている児童が長期にわたり不登校状態になった以後に調査委員会が調査を開始したことという経緯があった。このため、調査委員会の報告書においては「「いじめ」の事実認定そのものに難しいものがあった」とされている。
- イ：いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた「疑い」が確認された時点で、いじめの重大事態であると判断を行うことが求められている。本事案については、小学生が万単位という多額の金銭のやり取りを行っていた時点で、いじめの疑いを持ち、重大事態と判断すべきであったと考えられる。
- ウ：本事案のように、初期段階で重大事態と捉えなかったことにより、事案の解明が困難になることのないよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参考にしつつ、適切に対応することが重要である。

初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、  
被害者の支援を行った事例

<概要>

- 小学校5年女子Aが、小学校5年男子Bから差別的な発言、砂をかけられる行為を受けたことにより、心身に苦痛を感じ、40日間程度の欠席をした。

<当該生徒>

【被害】小学校5年女子A (1名)

【加害】小学校5年男子B (1名)

<対応>

- ・ Aが授業中に発表したことに対し、Bが差別的な発言をした。
- ・ 授業後、担任が事情を確認し、Aに対してBより謝罪をさせた。
- ・ Aの保護者が来校し、謝罪後もAに対するBの嫌がらせが続いていることを担任に伝えた。
- ・ Aの保護者からの情報をもとに、校長、教頭、担任がA及びBとそれぞれの保護者から聞き取りを行い、事実確認が行われた。その中で、差別的な発言に加え、体育の時間に砂をかけられる行為があったことがわかった。
- ・ A、Bとそれぞれの保護者に対し教育相談が継続的に実施されたが、Aが欠席するようになった
- ・ 学校における取組（括弧内は担当者）
  - ① A宅への家庭訪問 ※学習支援も含む（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
  - ② A宅への電話連絡（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
  - ③ Bへの指導（校長、教頭、主幹教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、児童支援担当）
  - ④ Bの保護者への働きかけ及び日常の報告（校長、教頭、担任）
  - ⑤ 校内いじめ対策委員会、校内不登校対策委員会の実施及び全教職員への現状報告
  - ⑥ スクールカウンセラースーパーバイザーによる見立て及びフィードバック
- ・ Aが欠席するようになったことを受け、学校が本件について重大事態として、教育委員会に報告
- ・ 教育委員会が学校に、校長を中心として学校全体で組織的に取り組むこと、Aの学校復帰を第一に考えて誠意を持って対応すること、関係機関の活用も図ることを指示した。
- ・ 継続的な家庭訪問で学習支援や教育相談を実施し、登校への不安感をなくした結果、Aが登校できるようになった。また、Bに対して教育相談を実施し、自尊感情を高められた結果、Bの反省が促され、良好な人間関係を作ることができるようになった。

## &lt;効果&gt;

- ・ 早期に家庭訪問を実施したことで保護者への連絡が迅速かつ正確に行われた。(取組①)
- ・ 学習意欲が高いAに対して、組織的、継続的に学習支援と教育相談を実施したことが登校意欲に結び付いた。(取組②)
- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーを効果的に活用したことで、当事者への対応のみならず、保護者対応が適切に行われた。(取組⑥)
- ・ Bに対して、自尊感情を高め周囲と望ましい人間関係を作ることができるように、担任を中心としたチームで取り組んだ。(取組③, ④)
- ・ 事案に対して校長を中心としたチーム対応を行い、全教職員で解決に向けて取り組んだ。(取組⑤)
- ・ 教育委員会から適切な指示や助言があった。(取組⑤)

## 本事案の対応に対するコメント

ア：いわゆる不登校重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(中略)学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」とされている。本事案については、早期の家庭訪問や継続的な学習支援・教育相談の実施により、速やかな学校復帰が可能になったと考えられる。

イ：加害児童のBに対しても、教育相談を実施し、自尊感情を高めた結果として反省が促されており、適切な指導が行われたと考えられる。

ウ：以上のような取組が、教育委員会による適切な指導・助言の下、校長を中心に学校全体で組織的に実施されており、前述の基本方針に則った対応が行われたケースと評価できる。